

令和 6 年 1 月 23 日

旅館送迎バスの運賃改定に係る意見募集結果について

箱根町都市整備課

1 経緯

箱根湯本温泉旅館送迎バス（以下「旅館送迎バス」という。）の運賃改定については、令和 5 年 11 月 28 日に開催した第 1 回箱根町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において協議が開始され、意見募集や運賃改定分科会の開催といった手続きを進めることとして承認された。

2 意見募集結果

(1) 期間

令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 15 日まで

(2) 方法

町ウェブページ上において旅館送迎バスの運賃改定に係る資料及び意見書の様式を掲載し、意見を募集した。なお、意見書の提出はメールや FAX、郵送の他、都市整備課窓口への持参も可能とした。

(3) 結果

提出意見は 0 件であった。

<参考(第 1 回会議「資料 2-1」抜粋)>

1 目的

- (1) 競合路線である当社および伊豆箱根バス株式会社の路線バスが令和 4 年 10 月に運賃改定を実施したことで、旅館送迎バスとの運賃差が拡大している状態を是正するため。
- (2) 当社および箱根湯本温泉旅館組合の財務の健全化による旅館送迎バスの持続的な運行のため。

2 改定予定日

令和 6 年 4 月 1 日（月）

3 改定額

現 行：12 才以上 100 円、12 才未満無料

改定後：12 才以上 200 円、6 才以上 12 才未満 100 円、6 才未満無料

4 収支状況および輸送人員

		収支状況	輸送人員
実績年度（令和4年度）		△7,625千円	200千人
平年度（令和6年度・推計）	改定前	△3,056千円	223千人
	改定後	△1,132千円	212千人

（注）平年度推計の収支状況は、事業の経営に必要な原価を計上した推計値である。

5 その他改定事項

身体障害者手帳の交付を受けている旅客、知的障害者療育手帳の交付を受けている旅客または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている旅客が本人であることを確認したときおよびその介護人が介護のために乗車するとき、運賃を割り引くこととする（5割引）。